

見積依頼公告

下記のとおりオープンカウンタ方式による見積徴取を行います。

記

1. 見積徴取を行う事項

- (1) 業務名 信用調査に関する報告書作成業務
- (2) 業務場所 熊本市西区春日2丁目10番1号 九州財務局 外
- (3) 業務期間 契約締結の日から令和8年3月31日(火曜日)まで
- (4) 申込み期限 令和7年9月19日(金曜日)17時00分まで
- (5) 見積書提出期限 令和7年9月22日(月曜日)17時00分まで
- (6) 見積合わせの日時 令和7年9月24日(水曜日)10時00分

2. 参加資格等

- (1) 令和7・8・9年度財務省競争参加資格(全省庁統一資格)において、資格の種類『役務の提供等』(営業品目:「調査・研究」又は「その他」)の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者。
- (2) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下、「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (3) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当局の競争参加資格審査の再認定を受けた後の資格において競争参加の資格を有するものとする。
- (5) 各省各庁から指名停止等を受けていない者(支出負担行為担当官が特に認める者を含む。)であること。
- (6) 当局の契約担当官等と締結した契約に関し、契約に違反し、または同担当官が実施した入札の相手方となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等当局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- (7) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (8) 仕様書等の交付を受けた者であること。

3. 契約条項等を示す場所及び見積参加申込み等

- (1) 問い合わせ、申込み及び見積書提出先
九州財務局管財部第一統括国有財産管理官
〒860-8585 熊本県熊本市西区春日2丁目10番1号
電話096-353-6351(内線3142、3147)
メールアドレス:daitoukatsu@ks.lfb-mof.go.jp
- (2) 申込みにあたって
見積書の提出を希望する者は、上記1.に示す申込み期限までに、令和7・8・9年度財務省競争参加資格(全省庁統一資格)の「資格審査結果通知書」の写しを提出し、本件に係る仕様書等を受領すること。
ただし、閉庁日を除く、9時00分から17時00分まで(12時00分から13時00分を除く)。
- (3) 見積書等の提出方法
見積書及び内訳書は、上記1.に示す見積書提出期限までに「紙」媒体により提出すること。
提出方法は、持参又は郵送(簡易書留、必着)によること。

4. 見積りの無効

次に該当する見積りは無効とする。

- (1) 見積りに参加する資格を有しない者のした見積り
- (2) 記名を欠く見積り
- (3) 金額を訂正した見積り
- (4) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である見積り

- (5) 明らかに連合によると認められる見積り
- (6) 同一事項の見積りについて他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の見積り
- (7) 内訳金額の記載がない又は内容に不備がある場合
- (8) その他見積りに関する条件に違反した見積り

5. 見積書の記載金額について

契約相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額（消費税額及び地方消費税額を含む金額）をもって契約金額とする。
見積書の提出にあたっては、見積書に記載された金額の消費税額及び地方消費税額をうち書きすること。

6. 契約相手方の決定等

有効な見積書を提出した者のうち、当局で定めた予定価格の範囲内で最低の価格で見積もった者を契約相手方とする。
なお、契約相手方に決定した者に対してのみ、その旨を連絡する。

7. 契約保証金

免除する。

8. その他

見積合わせの結果については、ホームページ等での公表は行わないが、問い合わせ等があった場合には、見積合わせの日時経過後、契約相手方及び見積価格について公表する。

令和7年9月3日

支出負担行為担当官

九州財務局総務部長 小川 恭史